

卷末参考資料

自治町会に対する側面支援

1 地域の課題解決プロボノプロジェクト

企業の社員などの業務経験やスキルを活かしたボランティアの支援を受けられる。運営体制の見直しやホームページの制作など、課題解決に向けて専門的な助言を受けながら取り組むことができる。

- 連絡先 東京都つながり創生財団共助推進課
電話 03-6258-1235

東京都つながり創生財団 | 地域の課題解決プロボノプロジェクト▶



2 講師おまかせスマホ教室

スマホやデジタルの利用経験が少ない地域住民を対象とする講習会を開催する際、講師の派遣を受けられる。講習会の打ち合わせで使用するタブレット、講習会で使用するプロジェクターなどの物品購入費助成も受けられる。

- 連絡先 東京都地域活動推進課（地域活動支援担当）
電話 03-5388-3166

東京都生活文化スポーツ局 | 講師おまかせスマホ教室▶



3 わがまち学習会

地域住民を対象とする防災、環境、子育て、高齢者福祉などの学習会を、教育委員会との共催事業として実施できる。学習会の企画・運営についての相談、チラシによる学習会の周知、講師謝礼などの支援を受けられる。

- 連絡先 教育委員会事務局生涯学習課
電話 03-5654-8479（直通）

葛飾区公式サイト | わがまち学習会▶



4 葛飾区職員出前講座

住まい・暮らし、福祉などの現状や区の取組について、区職員などが地域に出向いて説明している。令和4年度からスマートフォンの操作方法などデジタル活用を支援する講座も実施している。

- 連絡先 政策企画課（協働推進担当）
電話 03-5654-8177（直通）

※各講座の内容や申し込みは担当課に要連絡

葛飾区公式サイト | 葛飾区職員出前講座▶



集合住宅コミュニティ形成協議の流れ

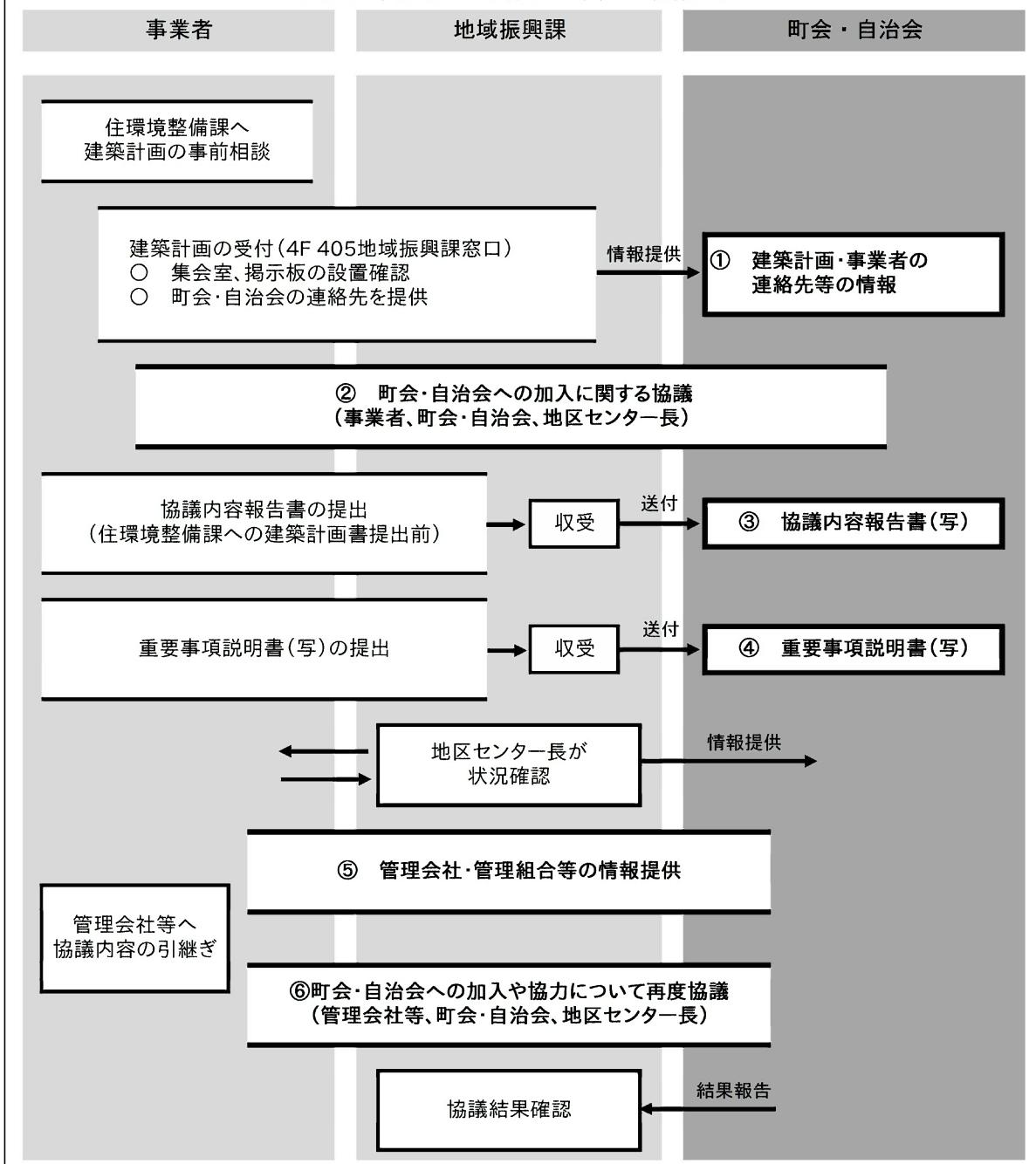
区では、令和4年10月、「葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例」を施行し、集合住宅（3階建てかつ15戸以上）を建設する事業者に対して地元の自治町会と加入促進に関する協議を行うことを義務づけた。協議の場に、地区センター長も同席することで、実効性の担保を図っている。

担当：地域振興課 地域活動係
☎ 03-5654-8229

葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例

対象：集合住宅（3階建てかつ15戸以上）

町会又は自治会の加入促進に関する協議の流れ



町会又は自治会との協議及び報告書の提出（①～③、⑤、⑥）

条例第23条

建築主又は所有者等は、集合住宅を分譲又は賃貸する場合において、当該集合住宅の入居予定者の町会又は自治会への加入に関し、当該集合住宅の存する地域の町会又は自治会と協議を行い、その結果を書面により区長に報告しなければならない。

町会・自治会が行うこと

（1）町会・自治会への加入に関する協議

- ① 建築計画及び事業者の連絡先等を地区センター長より受けとる。
- ② 事業者、町会・自治会、地区センター長の3者による協議を行う。
- ③ 協議内容報告書の写しを地区センター長より受けとる。

（2）町会・自治会への加入や協力について再度協議

- ⑤ 管理会社等から担当者名・連絡先を受けとる。
- ⑥ 管理会社等、町会・自治会、地区センター長による協議を行う。
町会・自治会への加入や協力内容等が決まりましたら、
地区センター長まで結果をご報告ください。

※ 集合住宅建築前における、町会・自治会への加入に関する協議及び報告書の提出は条例に定めのある事業者の義務ですが、建築前であるため町会・自治会への加入等を決定することができない場合があります。

そのため、協議の内容が管理会社等に適切に引き継がれ、管理会社等から町会・自治会加入について再度協議いただけるよう、地区センター長が隨時状況を確認し、町会・自治会へ情報提供します。

重要事項説明をする際の町会又は自治会の名称等の提供（④）

規則第17条第1項第1号

集合住宅を分譲又は賃貸する場合において、入居予定者に対し宅地建物取引業法第35条第1項の規定による説明等をする際に、当該住宅の存する地域の町会又は自治会の名称等を提供すること。

- ・重要事項説明書等に該当する町会・自治会名等を記載すること。

（記入例）この地域の町会（自治会）は、○○町会（自治会）です。地域住民による地域の安全や美化など、よりよいまちづくりのために自主的に活動しています。防災・防犯をはじめ、地区のお祭りや行事を通じた地域住民の親睦、環境美化など様々な活動をしていますので、この機会に加入をおすすめします。

町会・自治会が行うこと

- ④ 重要事項説明書の写しを地域振興課から受けとる。

※ 重要事項説明書等の記載内容は、加入に関する協議を実施する際などに事業者とご相談ください。

葛飾区のNPO法人

主たる事務所を葛飾区としているNPO法人は約130団体、東京都のNPO法人ポータルサイトの法人情報検索にて代表者や連絡先を調べられる。

20ある活動分野から「子どもの健全育成」や「保健・医療・福祉」、「環境保全」などを選択して活動団体を検索できる。



東京都生活文化スポーツ局 | NPO法人ポータルサイト▶

東京都生活文化スポーツ局のウェブサイトの構造と機能を示すスクリーンショットです。

ヘッダーには、背景色変更、文字サイズ変更、音声読み上げ、Language選択（英語）、および総合ホームページへのリンクがあります。検索ボックスと検索ボタンも表示されています。

ナビゲーションメニューには、トップ、地域活動・多文化共生、男女平等委員会、法人の認定等、パスポート、都民安全、消費生活、私立学校、文化振興、スポーツ推進があります。

パンくずリストによると、現在のページは「NPO法人ポータルサイト > NPO法人ポータルサイト」です。

左側のサイドメニューには、公益法人、NPO法人ポータルサイト、お知らせ、法人情報検索、NPO法人とは、設立の手続書、法人運営、認定（特例認定）NPO法人制度、指導・監督、ガイドブック・様式・問式、説明会・個別相談などの項目があります。

主なコンテンツは、「NPO法人ポータルサイト」と題されたセクションで、更新日（令和4年11月1日）とお知らせ一覧が表示されています。

お知らせ一覧には、以下のトピックが含まれています：

- 【令和4年11月1日】組合等登記令の改正について（内閣府からのお知らせ）
- 【令和4年8月1日】NPO法人のテロ資金供与対策について（内閣府からのお知らせ）
- 【令和4年6月1日】新型コロナウイルス感染症対策に伴う窓口の対応について
- 【令和4年4月1日】特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）の改訂について
- 【令和3年9月1日】役員報酬規程等提出書の内容変更について ※認定（特例認定）NPO法人対象
- 【令和2年10月1日】特定非営利活動法人ガイドブック（本編）の改訂について
- 【令和2年3月6日】社員総会におけるWEB会議等の開催について

過去のお知らせは下記のリンクからご覧ください。

下部には、「活動分野から探す」と題されたセクションがあり、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、観光振興、農漁村・中山間振興、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護・平和、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化社会の発展、科学技術、経済活性化、職能開発・雇用拡充、消費者保護、NPO支援などの活動分野が一覧で示されています。

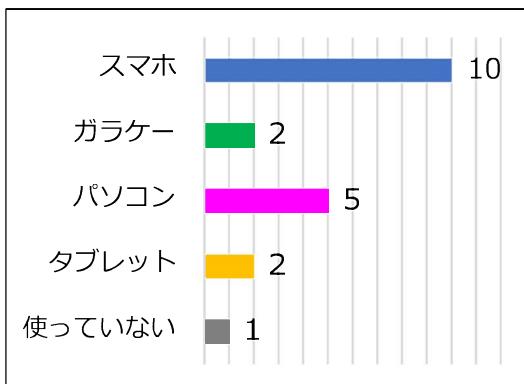
問検におけるデジタルの試み

QRを併用したアンケートの実施

緊急事態宣言下における会議の書面開催に合わせて、問検委員のデジタルの利用状況などについてQRを読み込んで回答できるアンケートを実施し、結果を共有した。

アンケートの集計結果（令和3年6月調査）

通信機器の利用状況（複数回答）



情報共有の取組状況（複数回答）



オンライン会議への参加



QRを使っての回答



デジタルの活用に対する主な意見

- ・できればオンライン会議を実施してほしい。
- ・回答が早くできて手間が省ける。
- ・現状では必要性を感じない。

開催通知などのメール送付

日本郵便が土曜日の配達や深夜の仕分け作業を取り止め、郵便配達が遅くなつたため、会議の開催通知や議事録の送付についてメールを併用した。

9名の委員にメールを併用することで、情報伝達を速くするとともに、欠席者の取りまとめなどに役立てた。